

第 166 回大阪府内水面漁場管理委員会議事録

1 開催日時	令和 4 年 9 月 27 日（火）午後 3 時 00 分から午後 4 時 10 分
2 場 所	大阪府咲洲庁舎 23 階 内水面漁場管理委員会会議室
3 出席委員	辻野 耕實、森下 雅子、鶴田 哲也、坂口 俊博、奥 一治、 奥 正雄、橋本 俊哉、門口 康次、鍋島 靖信（専門委員）
4 府関係者	池田 孝雄、中村 良弘、山脇 敏広、井上 実 山本 義彦（生物多様性センター）（web 参加）
5 事務局	井坂 浩一、久保 佳洋、宗石 瞬
6 議事事項	(1) 令和 4 年度マス類増殖計画について (2) 遊漁規則の改正について (3) 漁業法第 90 条に基づく資源管理の状況等の報告について (4) その他
7 議事概要	
事務局 (井坂書記長)	<p>定刻となりましたので、ただ今から第 166 回大阪府内水面漁場管理委員会の開催をお願いしたいと思いますが、その前に事務局から注意事項等を説明させていただきます。</p> <p>携帯電話をお持ちの方は、会議中は電源をお切りいただくか、マナーモードに設定をお願いします。</p> <p>本日は、委員 8 名全員に出席いただいていますので、本日の委員会が有効に成立していることをご報告いたします。</p> <p>次に、4 月 1 日付けで水産課の幹部職員に異動がございましたので、ご紹介させていただきます。</p> <p>池田水産課長でございます。</p> <p>中村水産課参事でございます。</p> <p>また本日は、生物多様性センターから山本研究員にリモートでご参加いただいております。</p> <p>本日の議題は、お手元の次第にありますように、 「令和 4 年度マス類増殖計画について」 「遊漁規則の改正について」 「漁業法第 90 条に基づく資源管理の状況等の報告について」 の 3 件でございます。</p> <p>また、開催通知に記載しておりました議題 4「その他」として、水産課から「漁業権更新のスケジュール」について報告がございます。 それでは、辻野会長、議事の進行、よろしく申し上げます。</p>

<p>会 長</p>	<p>本日は、お忙しい中、ご出席いただきありがとうございます。</p> <p>ただ今から、第 166 回大阪府内水面漁場管理委員会を開催させていただきます。</p> <p>議事に入ります前に、議事録署名人を、大阪府内水面漁場管理委員会規程第 6 条の規定に基づき、私から指名させていただきます。</p> <p>議事録署名人につきましては、 森下委員と奥 一治委員にお願いします。</p> <p>それでは、議事に入ります 一つ目の議題は、「令和 4 年度マス類増殖計画」についてです。</p> <p>それでは、まず水産課から、目標増殖量の考え方や実績について説明をいただき、その後事務局から「令和 4 年度マス類増殖計画」(案)について、説明をお願いします。</p>
<p>水産課 (井上主査)</p>	<p>大阪府水産課企画・豊かな海づくり推進 G の井上です。</p> <p>「令和 4 年度マス類増殖計画」(案)について説明いたします。</p> <p>本日皆さまにご審議いただくのは、令和 4 年度の各漁業権河川において、どれだけマス類を放流するかという目標についてです。</p> <p>内水面の第五種共同漁業権を設定するにあたっては、漁業権者が増殖を行うことが、漁業法第 168 条に規定され、それを達成するための目標の数字について、毎年、内水面委員会が、各漁業権者に示すこととなっています。</p> <p>この目標の数字の設定にあたっては、内水面においては特に漁場環境が変化しやすいため、実際は台風や豪雨災害による変化や、過去の実績及び漁業権者の経済的負担能力等を十分に勘案して、適正なものとする必要があります。そのために、今回令和 4 年度の目標をご審議いただくものです。</p> <p>水産課からは、マス類増殖目標の概要、令和 3 年度の増殖の実績、河川の状況等について参考資料 1-1～1-4 で説明します。</p> <p>まず、参考資料 1-1 の (1) 関係法令等ですが、漁業法、水産庁長官からの技術的助言「海区漁場計画の作成等について」、これら 2 つに基づいて、本事務を実施しているところです。</p> <p>(2) ですが、内水面の第 5 種共同漁業を免許するにあたっては、漁業法の第 168 条の規定によりまして、当該内水面が水産動植物の増殖に適しており、かつ、当該漁業の免許を受けた者が当該内水面において水産動植物の増殖をする場合でなければ、免許してはならない。と規定されています。</p> <p>(3) ですが、漁業権免許時に、水産動植物の種類、増殖方法及び増殖</p>

規模等を内容とする増殖指針を、今回は平成 30 年 4 月 16 日ですが、水産庁の技術的助言に基づいて、知事が策定し公表しています。

平成 30 年当時に策定した増殖指針は、参考資料 1-2①のとおりです。増殖基準量は、参考資料 1-2②に記載している考えに基づいて、算出しています。マス類は、年間 10 回程度放流することを想定し、河川の面積や、5m²にマスが 1 尾生息できるという生息基準量等から算定しています。過去の実績や組合からの減免の要望等も勘案しまして、安威川上流漁協のように、計算した数字から減量している場合もございます。

続きまして、(4) は毎年度の目標増殖量について、技術的助言により、漁業権免許後は、漁業権者が計画的に資源の拡大的増殖を行うよう、委員会が、毎年その年度の目標増殖量等を各漁業権者に示し、かつ、委員会名でこの目標増殖量等をインターネット等で一括公示することとなっています。委員会が毎年目標増殖量等を決定するに当たっては、漁場環境の変化、天然再生産等、技術的な調査、専門家の意見、過去の実績及び漁業権者の経済的負担能力等を十分勘案し、適正なものとするよう考慮することになっています。

続きまして、参考資料 1-3 で令和 3 年度のマス類漁業の実績、河川の実績等について説明します。各漁協の目標増殖量とその実績、河川利用者数と遊漁券発行状況は令和 2 年度と令和 3 年度の結果を記載しています。

能勢町漁協は、増殖目標 300kg に対し、実績は 200kg、河川利用者数と遊漁券発行数は 247 枚でした。令和 2 年度は新型コロナの影響により休業をしていましたが、令和 3 年度は再開をしていますので、目標は達成できていませんが、今後の取組み状況を注視していきたいと考えています。

止々呂美漁協は、増殖目標 240 kg に対して、実績は、ニジマス 700 kg でした。また、河川利用者数は令和 3 年は 165 人であり、昨年度の 923 人と比べ減少しています。遊漁券発行状況も 165 枚であり、昨年度の 923 枚と比べ同じく減少しています。

安威川上流漁協は、増殖目標 150 kg に対して、実績は、ニジマス 150kg、アマゴ 60kg の合計 210kg でした。河川利用者数は 935 人で、昨年度の 700 人から微増しています。遊漁券発行状況は 206 枚であり、昨年度の 158 枚と比べ微増しています。

芥川漁協は、増殖目標 810 kg に対して、実績は、ニジマス 17,950kg、ヤマメ 250kg、イワナ 150kg の合計 18,350kg でした。河川利用者数は 20,000 人であり、昨年度と同数でした。遊漁券発行状況は 10,745 枚であり、昨年度の 11,745 枚と比べやや減少しています。

尺代漁協は、増殖目標 150 kgに対して、実績は、ニジマス 1,650kg、アマゴ 1,615kg、イワナ 40 kgの合計 3,305kg でした。河川利用者数は 6,447 人であり、昨年度の 5,350 人と比べ増加しています。遊漁券発行状況は 2,817 枚であり、昨年度 2,375 枚と比べ増加しています。

新型コロナの影響については、遠方への移動が制限された分、都市近郊ということで釣り客が増えた組合がある一方、イベントの中止や団体客の利用が減少するなど大きく影響を受けている組合もある状況です。

目標を達成できなかった能勢町漁協については、経営を再開して 1 年目ということもあり、今年度も営業を行っていますので、組合の取り組み状況を引き続き注視していきたいと考えています。

目標増殖量を大幅に上回っている河川がありますが、大阪府のマス漁業は、本来の河川に生息する魚を釣る形態とは異なり、釣客が来るたびに追加で放流し、それを釣るという形態であるため、釣客が多い漁協は実績が大きくなっています。

続きまして、参考資料 1-4 で河川の状況等について説明します。

能勢町漁協は河川状況については報告なしでしたが、カワウやサギの被害があるとのこと。新型コロナの影響については、令和 3 年は若干利用客が例年よりも多かったが、令和 4 年は今のところ減少傾向とのこと。

止々呂美漁協ですが、河川の状況については報告なし、カワウの被害はないとのこと。新型コロナの影響は、令和 3 年 5～8 月の利用客が大幅に減少したとのこと。

安威川上流漁協ですが、河川の状況について、上流域にある採石業者の汚濁水が漁業に影響があるとのこと。安威川ダム工事の補償契約による漁場の縮小が組合活動に影響があると書かれています。なお、組合からは、ダムの下流部についてはダム完成後に利用できるようになるため、アユ漁場として使えないか期待していると伺っております。

また、カワウは釣り残した魚を狙い飛来があるとのこと。新型コロナの影響で、釣り客は横ばいですが、掴み捕りといったイベントは減少しているとのこと。

芥川漁協ですが、河川の状況について、一部で川原の土砂が少なくなり漁場として利用できなくなった区域があるとのこと。カワウの被害は多大で、漁場が広く対策が追い付いていないとのこと。新型コロナの影響で、団体の予約がはいらなかったとのこと。

尺代漁協ですが、河川の状況について、昨今の大雨で漁場が荒れることを心配しているとのこと。夏場は川遊びでの来場が多く、ゴミ掃除等を実施しているとのこと。カワウは飛来が変わらずあり、追い

	<p>払いを実施している。新型コロナの影響で、釣り客は増加したが、子供を対象とした釣り教室が中止になったとのこと。</p> <p>水産課からの説明は以上です。</p>
<p>事務局 (久保書記)</p>	<p>事務局の久保です。</p> <p>ただ今水産課から河川の利用状況、環境、カワウの状況について説明がありました。これをもとに令和4年度のマス類の増殖目標量を策定したいと思います。参考資料 1-1 の右端に各漁協の目標案を示しています。能勢町漁協は令和3年に営業を再開しましたが、目標に達しませんでした。令和4年の免許の更新に向けて頑張っていただけのもと考えています。その他の漁協は新型コロナの影響がある中で、増殖目標を達成していただいています。</p> <p>委員会資料「令和4年度のマス類漁業権漁場の増殖目標について」をご覧ください。参考資料 1-1 は令和3年度増殖目標(案)です。水産課の説明のとおり、能勢町漁協以外の漁協においては、増殖基準量を達成しています。</p> <p>能勢町漁協については、過去の増殖目標をおおむね達成してきていること、令和3年から営業再開したところであり、令和4年度も営業をしていることから、取組み状況を注視することとしまして、資料のとおり増殖目標で問題ないと考えています。</p> <p>以上により、令和4年度の増殖目標は資料にあるとおり能勢町漁業協同組合は増殖目標 300kg、止々呂美漁業協同組合は増殖目標 240kg、安威川上流漁業協同組合は増殖目標 150kg、芥川漁業協同組合は増殖目標 810kg、尺代漁業協同組合は増殖目標 150kg と、従来どおりの量と考えています。</p>
<p>会 長</p>	<p>ありがとうございます。</p> <p>ただ今の説明について、何かご意見、ご質問はございますか。</p>
<p>鶴田委員</p>	<p>参考資料 1-3 で、止々呂美漁協の河川利用者数が令和2年から令和3年に大きく減少している新型コロナの緊急事態宣言の影響ですか。</p>
<p>奥(正)委員</p>	<p>付け加えるとすれば、止々呂美漁協さんは私有地に自動車が乗り入れられるので、使用料をとってバーベキューに開放しており、これが新型コロナの影響で減ったのだと思います。</p>
<p>会 長</p>	<p>マス類の放流量が年 10 回となっているのは、聞き取りの結果、この数字が出ているのですか。</p>

<p>水産課 (井上主査)</p>	<p>この数字は過去から使われてきた数字で、何を根拠に計算された数字かは分かりません。</p>
<p>奥(正)委員</p>	<p>マスは冬の魚で、冬季は休む組合もあるが、10月から5月まで営業するが、月に直せば年10回はおかしい数字です。</p>
<p>事務局 (井坂書記長)</p>	<p>年間10回は10月から3月で10回じゃないでしょうか。</p>
<p>奥(正)委員</p>	<p>月に1回なら6回になりますね。うちの芥川漁協では6か月営業して毎日放流しています。正月も1月1日と1月2日しか休まないの、放流回数ならもっと多きな数字になるので、他と平均しても計算があわない変な数字です。</p>
<p>会 長</p>	<p>その場に放流する回数ではなく、河川全体にいきわたらせるための回数と思います。</p>
<p>事務局 (久保補佐)</p>	<p>会長の指摘の通り、目安として設定された数字です。芥川組合は810kgの増殖目標を2桁上回る放流実績ですので、目標量をさらに上回る大きい数字になっていますが、全体の状況を勘案して目安としている数字です。</p>
<p>森下委員</p>	<p>アユの場合は面積あたりにどれくらいアユが棲むかで、河川の状況や面積などの能力からどれくらい生息できるか計算されていますが、マスの場合はそうしないのですか。</p>
<p>事務局 (久保補佐)</p>	<p>アユはなわばりを作って棲む魚ですので、河川の環境など生育条件のすべてから算定しますが、マス類は遊漁で来られる方が多く、その都度放流しており、漁協の経営能力等によって目標を定めさせていただいています。放流しているのはニジマスという元から生息しない魚種で、生息環境よりも生息場の収容能力や来場者数などから放流量が決まり、その目安として10回程度、その漁場に放流する数字として決めさせていただいています。</p>

会 長	<p>参考資料 1-4 の河川の状況等で、安威川上流組合が令和 3 年 11 月から「アドプトリバー龍仙峡」を開始とありますが、これは具体的にはどのようなことをされているのですか。</p>
水産課 (井上主査)	<p>これは地域で定期的に環境保全活動をするボランティアが龍仙峡でゴミ拾いなど清掃活動を行い、これに漁協の方も一緒に参加されて活動されているということです。</p>
会 長	<p>分かりました、ありがとうございます。 他に何か質問はありませんか。 特にご質問等が無いようですので、事務局から説明のあった「令和 4 年度マス類増殖計画」については、原案のとおり決定したいと思います。よろしいでしょうか。</p>
各 委 員	<p>(異議なし)</p>
会 長	<p>ありがとうございます。それでは、そのように決定したいと思います。決定した目標増殖量について、事務局の方でホームページでの掲載と公報掲載手続きをお願いしておきます。 それでは、引き続き、議題 2 の「遊漁規則の改正」について、審議したいと思います。 内容について、水産課から説明をお願いします。</p>
水産課 (井上主査)	<p>本日ご審議いただく内容は、遊漁規則の変更の認可についてです。 参考資料 2-3 のとおり、令和 4 年 8 月 30 日付けで、安威川上流漁協より、遊漁規則の変更の認可申請書の提出がありました。 漁業法第 170 条第 4 項に、知事が遊漁規則の変更の認可をする際に内水面漁場管理委員会の意見をきかなければならないと規定されています。 委員会資料 2 をご覧ください。漁業権者は安威川上流漁業協同組合になります。 漁業権免許番号は内共第 103 号になります。 認可にかかる変更の内容ですが、表で遊漁規則の変更内容を示しています。表の右が改正前、左が改正後になります。 変更内容は、下線を引いている箇所になりますが、ます類の遊漁料について、これまで「大人 3,000 円」「女子及び中学生以下 2,500 円」と</p>

していたものを、「大人 3,500 円」「中学生以下 3,000 円」と変更をするものです。

続いて参考資料 2-1 をご覧ください。

変更の理由ですが、当組合の遊漁料については、消費税の平成元年導入時からの度重なる引上げについても価格への転嫁を行っておらず、30 年以上値上げを実施してきませんでした。近年、魚の仕入れ値や餌代、人件費等の諸経費が増加しており、漁業収支の採算性が悪化し、組合運営に支障をきたしているということであるので、値上げを実施することについては、合理的理由があると考えています。

また、女子区分を無くすことについても、昨今の社会的情勢や、府内他組合でも女子区分は無くなっていることから、女子区分を廃止し、大人区分と中学生以下区分とすることは問題ないと考えています。

変更後の遊漁規則の運用開始は、10 月から予定しています。

続いて、参考資料 2-4 をご覧ください。府内遊漁料を一覧でお示していますが、大人と子供のマス類の遊漁料は、2,000 円台から 4,000 円台であり、安威川上流漁協の今回の値上げは、その他組合のマス類の遊漁料とバランスを逸するものではなく、遊漁者に特段高額な負担を求めるものではございません。

参考資料 2-1 に戻っていただき、漁業法第 170 条第 5 項において、遊漁規則の内容について、「1 遊漁を不当に制限するものでないこと」「2 遊漁料の額が当該漁業権に係る水産動植物の増殖及び漁場の管理に要する費用の額に比して妥当なものであること」に該当するときは、知事は認可をしなければならない、とされています。

水産課としては、今回の変更申請は、本基準に適合しているものと考えております。

以上から、参考資料 2-2 とおり、内水面漁場管理委員会の辻野会長あてに、諮問させていただきます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

	<p>していたものを、「大人 3,500 円」「中学生以下 3,000 円」と変更をするものです。</p> <p>続いて参考資料 2-1 をご覧ください。</p> <p>変更の理由ですが、当組合の遊漁料については、消費税の平成元年導入時からの度重なる引上げについても価格への転嫁を行っておらず、30 年以上値上げを実施してきませんでした。近年、魚の仕入れ値や餌代、人件費等の諸経費が増加しており、漁業収支の採算性が悪化し、組合運営に支障をきたしているということであるので、値上げを実施することについては、合理的理由があると考えています。</p> <p>また、女子区分を無くすことについても、昨今の社会的情勢や、府内他組合でも女子区分は無くなっていることから、女子区分を廃止し、大人区分と中学生以下区分とすることは問題ないと考えています。</p> <p>変更後の遊漁規則の運用開始は、10 月から予定しています。</p> <p>続いて、参考資料 2-4 をご覧ください。府内遊漁料を一覧でお示していますが、大人と子供のマス類の遊漁料は、2,000 円台から 4,000 円台であり、安威川上流漁協の今回の値上げは、その他組合のマス類の遊漁料とバランスを逸するものではなく、遊漁者に特段高額な負担を求めるものではございません。</p> <p>参考資料 2-1 に戻っていただき、漁業法第 170 条第 5 項において、遊漁規則の内容について、「1 遊漁を不当に制限するものでないこと」「2 遊漁料の額が当該漁業権に係る水産動植物の増殖及び漁場の管理に要する費用の額に比して妥当なものであること」に該当するときは、知事は認可をしなければならない、とされています。</p> <p>水産課としては、今回の変更申請は、本基準に適合しているものと考えております。</p> <p>以上から、参考資料 2-2 とおり、内水面漁場管理委員会の辻野会長あてに、諮問させていただきます。よろしくご審議のほどお願いいたします。</p>
会 長	<p>ありがとうございます。</p> <p>ただ今の説明について、何かご意見、ご質問はございますでしょうか。</p>
各 委 員	(質疑等なし)
会 長	<p>特にご質問等が無いようですので、「遊漁規則の改正」については、原案のとおり了承することよろしいでしょうか。</p>

各委員	(異議なし)
会長	<p>ありがとうございます。</p> <p>それでは、議案2「遊漁規則の改正」については、水産課の案のとおり承認することとします。事務局から答申案をお願いします。</p>
事務局 (井坂書記長)	(答申案読み上げ)
会長	ただ今の答申案について、何かございませんでしょうか。
各委員	(異議なし)
会長	<p>ご異議がないようですので、事務局で答申の手続きをお願いします。続いて、議題3の「漁業法第90条に基づく資源管理の状況等の報告」について、水産課から報告をお願いします。</p>
水産課 (井上主査)	<p>議題3「漁業法第90条に基づく資源管理の状況等の報告」について説明いたします。委員会資料3をご覧ください。</p> <p>資源管理状況等の報告としまして、令和2年12月に施行されました改正漁業法に基づきまして、漁業権者においては、資源管理の状況等について知事に報告することが、新たに義務付けられました。</p> <p>漁業法第90条第1項及び漁業法施行規則第28条第1項では、漁業権者は漁業権の内容たる漁業における資源管理の状況、漁場の活用状況等を1年に1回以上、知事に報告する必要がある。</p> <p>また、法第90条第2項及び省令第28条第3項において、知事は、同報告に係る事項に関する意見を付して、1年に1回以上内水面漁場管理委員会に報告する必要があると、規定されています。</p> <p>これらに基づき、内水面委員会辻野会長あてに報告させていただきます。</p> <p>報告方法ですが、対象期間は、①令和2年12月の1月分、②令和3年1月～12月の1年分となります。</p> <p>報告方法について、①については1月分だけ実績をもらうことは非効率と判断し、毎年皆さまにご確認いただいているマス類とアユ類の状況報告書に代えることとしました。この状況報告については、各魚種の増</p>

殖状況や河川の管理状況を聞き取りしていますので、内容は十分担保されているものと考えています。

②については、規定の様式を定めて、組合から報告をもらっています。組合から出てきた報告書は、参考資料 3-1 のとおりです。

報告内容ですが、大きく 2 つに分けて、(1) 資源管理に関する取組みの実施状況、(2) 漁場の活用の状況の 2 点です。

報告結果について説明します。

各組合からの報告に対して、知事の確認した内容を記載しています。

漁業権行使規則の取組み実績についてですが、漁業権行使規則は、漁場を利用できる組合員である行使権者の資格や漁業の方法や期間等を定めています。各漁場において漁業実績があり漁業権行使規則に定める内容は遵守されていると判断しています。

続いて資源の維持、増殖のため実施している取組みです。ここでは、義務である放流に加えて、カワウの対策等の取組みを想定します。各漁場においては、放流やカワウの追い払い等の取組みが実施されていますが、東能勢漁協において新型コロナの影響により実施できていません。

その他の取組みです。ここでは、漁場の維持として清掃活動等を想定しています。

全ての各漁場において河川清掃による漁場環境維持の取組みが実施されていることを確認しています。

続いて、(2) 漁場の活用の状況です。

行使権者は、漁業権行使規則に基づいて漁場を利用する組合員です。各漁場において漁場の行使が確認できており漁場が有効に活用されていることを確認しています。ただし、新型コロナの影響により東能勢漁協においては、活用実績がありません。

遊漁券収入状況です。各漁場において遊漁券収入が確認できていますが、新型コロナの影響によりまして、東能勢漁協において、遊漁券収入実績がありません。

魚種別増殖実施量です。各漁場においてアユまたはマス類の放流が実施されていますが、新型コロナの影響により、東能勢漁協において放流実績がありません。

魚種別採捕量です。各漁場において概ね放流量と同程度の漁獲がなされていますが、新型コロナの影響により、東能勢漁協において漁獲実績がありません。

	<p>最後に、知事の意見ですが、新型コロナの影響により増殖行為を実施できていない漁場が一部あるものの、当該漁場においては放流を令和5年度から再開する予定とお伺いしており、また清掃活動による漁場の保全には取り組んでいる状況です。以上のことから、全ての漁業権者は、概ね漁場を適切かつ有効に活用している、と判断しております。</p> <p>ただいまの説明について、委員会資料3のとおり、大阪府内水面漁場管理委員会会長あてに、ご報告をさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。</p>
会 長	<p>ありがとうございます。</p> <p>ただ今の説明について、何かご意見、ご質問はございますでしょうか。</p>
鶴田委員	<p>参考資料3の能勢町漁協のその他の取組みに、ナマズの駆除とありますが、これはどのようなことですか。今問題になっているチャネルキャットフィッシュではなく、普通のナマズですか。</p>
水産課 (井上主査)	<p>マスやアユを食べるナマズを駆除しているようです。</p>
奥(一)委員	<p>チャネルキャットフィッシュではなく、普通のナマズです。アユやマスを食べるナマズを地道な努力で釣り上げています。アユ釣りをしているとアユに食いつくので釣りにならないとかの話もあります。</p>
鶴田委員	<p>ナマズがそれだけ住めるとするのは素晴らしい川ですね。食用にすれば美味しいのでは。</p>
会 長	<p>昼間でも釣れるのですか。</p>
奥(一)委員	<p>アユやマスが食べられるので、夜に仕掛けを入れて、朝に漁獲します。昼間でもホッパーというルアーを曳くとかかってくる場合があります。40~50cmもあり、欲しい人には無償で差し上げています。</p>
会 長	<p>他に何かありますか。特に質問等がないようですので、議題3については、これまでとします。</p> <p>それでは、引き続き、議題4の「その他」として、「漁業権更新のス</p>

	<p>ケジュール」について、水産課に説明をお願いします。</p>
<p>水産課 (井上主査)</p>	<p>内水面の漁業権についてですが、現行免許の期間は平成 30 年 9 月 1 日から令和 5 年 8 月 31 日までの 5 年間となっており、次回は令和 5 年 9 月 1 日が漁業権の切り替えのタイミングとなります。</p> <p>この切替えに向けまして、各種手続きを進めているところでございまして、今回、更新までのスケジュール、作業予定についてご説明をさせていただきます。</p> <p>参考資料 4-2 でご説明させていただきます。</p> <p>事前調査ですが、漁業権を設定するにはその漁場がアユ等の魚種の生息に適しているかを確認する必要があるため、生物多様性センターに委託をし、河川調査を行っています。併せて、漁業権の基点についても 6 月に調査を実施しており、侵入できない場所を除いて、基点があることを確認しています。調査結果については、まとめ次第委員会に報告をさせていただきます。</p> <p>利用状況調査ですが、8 月から 9 月上旬にかけて、各組合から漁業権の更新の要望や、現在の組合の取組み状況などを、ヒアリングさせていただきました。</p> <p>漁場計画基本方針を 9 月 1 日付けで策定をしております、参考資料 4-1 でお配りしております。この基本方針に基づいて、まずは漁場計画を（素案）という形で、11 月中をめどにまとめていく予定としています。</p> <p>ここで、漁場計画基本方針について、参考資料 4-1 でご説明します。基本方針についてですが、漁業法等で作成するように定められたものではなく、漁業権の更新に先立ち、大阪府で作成する漁場計画について、水産庁からの各種通達等があり、漁業法を踏まえて、漁場計画を策定するための基本的な考え方をまとめたものになります。</p> <p>基本方針は、これまでも漁業権更新の度に作成していますが、今回は漁業法の改正による変更等を中心にご説明します。</p> <p>まずは、基本的考え方です。</p> <p>知事は管轄する内水面について 5 年ごとに漁場計画を定めるよう漁業法第 67 条第 1 項に規定されています。内水面漁場計画は、水産資源の持続的な利用を確保するとともに、水面全体が最大限に活用され、かつ、水産動植物の生育環境の保全及び改善が適切に実施されるよう作成するものです。この趣旨を踏まえて、令和 5 年 8 月 31 日にその存続期間が満了する現行漁業権について、漁業権の免許日から、今回の免許予定日までの自然的・社会経済的諸条件を十分勘案のうえ、漁場の位置及</p>

び区域、漁業の種類、漁業時期、存続期間、関係地区、その他漁業権の設定に関し必要な事項について漁場計画を作成するため、基本的な考え方を記載するものです。

次に、基本方針について説明します。

要件として、内水面漁場計画は、それぞれの漁業権が内水面の総合的な利用を推進するとともに、漁業調整その他公益に支障を及ぼさないこと、また適切かつ有効に活用されている漁業権があるときは、概ね等しいと認められる漁業権が設定されていることを要件としています。

活用漁業権ですが、現行の漁業権に関して水産庁の「海面利用制度等に関するガイドライン」(令和2年6月30日付け2水管第499号水産庁長官通知)別紙1のチェックシートにより活用漁業権であるか否かを判断します。活用漁業権と判断された場合は、③の類似漁業権となり、次期漁場計画においては「類似漁業権」として設定されることとなります。

次に、利害関係人の意見聴取についてです。こちらが改正漁業法で新しくできた項目です。

知事は、内水面漁場計画の案を作成しようとするときは、当該内水面において漁業を営む者、漁業を営もうとする者その他の利害関係人の意見を聴くものとする。聴いた意見については、検討を加え、その結果を府ホームページ等で公表し、利害関係人として意見を述べようとする者については、当該事案について利害関係であることを疎明されていることとなっております。

その後(4)からは内水面委員会への意見聴取や作成した漁場計画の公示等、必要な手続きについて記載をしています。

漁業権者に報告を求める事項等ですが、こちらに、改正漁業法で新しくできた項目がございます。

①については、毎年マスやアユの増殖状況を報告いただいているもので、従前からのものです。

②の資源管理の状況等の報告、先ほど報告させていただいた内容です。

③漁業生産力の発展に関する計画、これらが改正漁業法で新しくできた項目になります。

漁業生産力の発展に関する計画は、第五種共同漁業権を有する漁業協同組合は、当該漁業権に係る漁場における漁業生産力を発展させるため、組合員が相互に協力して行う生産の合理化、組合員による生産活動のための法人の設立、その他の方法による経営の高度化の促進に関する計画を作成し、定期的に点検を行うとともに、その実現に努めるものとされています。

	<p>漁業協同組合は、1年に1回以上、計画に記載された事項について点検を行い、その結果を記載した報告書を知事に提出しなければなりませんので、各組合から報告書いただいております。基本方針の説明は以上です。</p> <p>参考資料4-2の漁場計画（素案）については12月を目途に作成し、内水面委員会の方にお諮りしたいと考えています。</p> <p>並行しまして、関係機関への協議や利害関係人の意見聴取を行いまして、漁場計画（案）は令和5年2月を目途にまとめたいと考えています。</p> <p>作成した漁場計画（案）について、内水面委員会で2月下旬に諮問をさせていただき、公聴会を、3月下旬に開いていただいたうえで、答申をいただきたいと思いますと考えています。</p> <p>12番目ですが、漁場計画として令和5年4月に策定公表をし、組合から漁業権の免許申請等をいただき、14番目と15番目に提出された免許申請と遊漁規則について、内水面委員会の方に7月にお諮りする予定としています。</p> <p>以上の手続きを踏まえ、令和5年9月1日付けで免許となります。</p> <p>漁業権更新のスケジュールについて、説明は以上です。</p>
<p>会 長</p>	<p>ありがとうございます。</p> <p>ただ今の説明について、何かご意見、ご質問はございますでしょうか。</p>
<p>奥(正)委員</p>	<p>資料4-2の6番、10番、11番、14番、15番の内水面委員会は、すべてスケジュール通りに開催するのですか。6番目が12月にあり、2月、3月にもあるが、2ヶ月連続で開催はできるのですか。いろいろあるので、これをまとめて2月・3月を1回で3月に開催するとかできませんか。</p>
<p>水産課 (井上主査)</p>	<p>法に基づいて設定させていただきます。日程は個別調整させていただきます。12月に漁場計画案を諮問し、公聴会をして、次の会に諮問するという手順になります。同日に開催できるかどうかは確認します。</p>
<p>奥(正)委員</p>	<p>皆さんご予定もあると思いますので、調整のほどよろしく願います。</p>

<p>事務局 (井坂書記長)</p>	<p>例年アユは1月、今年は3月でしたが、3月はコイヘルペスを審議しています。そのタイミングで開催したいと思います。</p>
<p>会 長</p>	<p>1月と3月に委員会があるので、うまく日程調整をして、手続きが大変ですが、できるだけ回数を減らして効率的有効にしていきたいと思います。</p> <p>安威川水系ですが、マス類については今日の状況報告の通りですが、アユについてはダム建設の進捗状況で、生息環境が変化するというのですが、ここはどのように変化していくか等、何か見通しを持っていますか。</p>
<p>水産課 (井上主査)</p>	<p>安威川ダムは現在も工事中の段階で、構造物はできているが、これから試験的に水を貯める試験湛水を行う予定です。今回の期間中に満水になればいいのですが、ならない時には2年をかけて行い、工事完了がまだ予定の段階です。更新の期間中には完成できないようで、環境がどう変わるかについては、ダムが完成してからになると思います。今回は河川一括で漁業権を設定していきます。但し書きという形で、ダム工事域の部分を規定します。ダムの下流に礫がたまった場所があり、アユ漁場として使用できるか否か、見極める必要があります。</p>
<p>会 長</p>	<p>他に何かありませんか。特に質問等がないようですので、議題4として説明があった「漁業権更新スケジュール」については、これまでとします。</p> <p>これをもって、本日の議題の審議等は全て終了いたしました。何かご意見等ありますか。事務局からも連絡事項等はありませんか。</p>
<p>事務局 (井坂書記長)</p>	<p>坂口委員の長年にわたる内水面委員会の委員としてのご活躍に対し、令和4年5月27日付けで、全国内水面漁場管理委員会連合会会長より、表彰状が贈られております。</p> <p>残念ながら、新型コロナの関係で授賞式が中止となり、表彰状と記念品を事務局でお預かりさせていただいておりました。</p> <p>つきましては、委員会終了後、この場で少しお時間を頂戴して、辻野会長から坂口委員に表彰状を授与させていただきたく思いますので、よろしく願います。</p>

会 長

それでは、本日はこれで委員会を閉会させていただき、表彰状の授与に移りたいと思います。皆さんには、もうしばらくお付き合いをお願いします。